

市第99号議案

横浜市少年自然の家の指定管理者の指定

次のように横浜市少年自然の家の指定管理者を指定する。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市少年自然の家赤城林間学園	中区尾上町6丁目81番地	公益財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
横浜市少年自然の家南伊豆臨海学園	同	同	同

提 案 理 由

横浜市少年自然の家赤城林間学園及び横浜市少年自然の家南伊豆臨海学園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）